

寒川町森林整備計画を変更するので、森林法第10条の6第7項において準用する第6条第1項の規定により公告し、当該森林整備計画の案を次により縦覧に供します。

なお、当該森林整備計画の案について、縦覧期間満了の日までに寒川町長に理由を付して意見書を提出することができます。

平成29年2月13日

寒川町長 木村俊雄

1 縦覧期間

平成29年2月13日（月）から平成29年3月14日（火）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

2 縦覧場所

寒川町役場 寒川町宮山165

環境経済部農政課